

【Ⅲ－7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進－⑬】

⑬ 歯科固有の技術の評価の見直し

第1 基本的な考え方

歯科固有の技術について、以下の見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 歯科医療の推進に資する技術について、医療技術評価分科会等における検討結果を踏まえて、評価や運用を見直す。

[診療報酬改定において対応する優先度が高い技術のうち、学会等から医療技術評価分科会に提案があったものの例]

- (1) 歯科口腔リハビリテーション料2
- (2) 口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得
- (3) 模型調製における光学印象及びデジタル模型
- (4) 歯科遠隔連携診療
- (5) 厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常に係る適応症の拡大
- (6) 歯科矯正管理料
- (7) 上顎骨悪性腫瘍手術及び下顎骨悪性腫瘍手術における超音波切削機器加算
- (8) Ni-Tiロータリーファイル加算
- (9) 歯科麻酔管理料
- (10) 静脈麻酔
- (11) チタン及びチタン合金によるブリッジ
- (12) 歯科用暫間被覆冠成形品を用いた暫間的ダイレクトボンディングブリッジ
- (13) 床補強のための接着芯
- (14) 後継永久歯の無い乳臼歯へのCAD/CAM冠
- (15) 位相差顕微鏡による歯周病患者画像活用指導
- (16) 口腔粘膜湿潤度検査

※(10) 静脈麻酔については、医科点数表の見直しも踏まえ、歯科点数表において、「歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔」を新設する。

2. 歯冠修復及び欠損補綴等の評価について、歯科技工料調査の結果等を踏まえて、評価や運用を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【光学印象】 光学印象（1歯につき） <u>150点</u></p> <p>【装着】 [算定要件] 注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠、区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレー又は区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算1として、それぞれについて<u>55点</u>、<u>55点</u>又は<u>110点</u>を所定点数に加算する。 2～3（略）</p> <p>【有床義歯】 1（略） 2 総義歯（1顎につき） <u>2500点</u></p> <p>【大連結子】 <u>大連結子</u>（1個につき） 1 鋳造バー <u>468点</u> 2（略）</p> <p>【支台築造】 支台築造（1歯につき） 1 間接法 イ（略） ロ ファイバーポストを用いた場合 (1) 大臼歯 <u>221点</u> (2) 小臼歯及び前歯 <u>190点</u> 2（略）</p> <p>【根面被覆】 根面被覆（1歯につき）</p>	<p>【光学印象】 光学印象（1歯につき） <u>100点</u></p> <p>【装着】 [算定要件] 注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠、区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレー又は区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算1として、それぞれについて<u>45点</u>、<u>45点</u>又は<u>90点</u>を所定点数に加算する。 2～3（略）</p> <p>【有床義歯】 1（略） 2 総義歯（1顎につき） <u>2,420点</u></p> <p>【バー】 <u>バー</u>（1個につき） 1 鋳造バー <u>458点</u> 2（略）</p> <p>【支台築造】 支台築造（1歯につき） 1 間接法 イ（略） ロ ファイバーポストを用いた場合 (1) 大臼歯 <u>211点</u> (2) 小臼歯及び前歯 <u>180点</u> 2（略）</p> <p>【根面被覆】 根面被覆（1歯につき）</p>

1 根面板によるもの <u>225点</u>	1 根面板によるもの <u>195点</u>
2 (略)	2 (略)
【非金属歯冠修復】 非金属歯冠修復（1個につき）	【非金属歯冠修復】 非金属歯冠修復（1個につき）
1 レジンインレー	1 レジンインレー
イ 単純なもの <u>148点</u>	イ 単純なもの <u>128点</u>
ロ 複雑なもの <u>200点</u>	ロ 複雑なもの <u>180点</u>
2 (略)	2 (略)
【高強度硬質レジンブリッジ】 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき） <u>3000点</u>	【高強度硬質レジンブリッジ】 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき） <u>2800点</u>
【磁性アタッチメント】 磁性アタッチメント（1個につき）	【磁性アタッチメント】 磁性アタッチメント（1個につき）
1 (略)	1 (略)
2 キーパー付き根面板を用いる場合 <u>580点</u>	2 キーパー付き根面板を用いる場合 <u>550点</u>

3. その他、個別の評価について臨床現場の実態等を踏まえつつ、評価や運用を見直す。

改定案	現行
【象牙質レジンコーティング】 [算定要件] 注 区分番号M001の1に掲げる生活歯歯冠形成を行った場合、当該補綴に係る補綴物の歯冠形成から印象採得までの一連の行為につき1回に限り算定する。	【象牙質レジンコーティング】 [算定要件] 注 区分番号M001の1に掲げる生活歯歯冠形成を行った場合、当該補綴に係る補綴物の歯冠形成から装着までの一連の行為につき1回に限り算定する。
【加圧根管充填処置】 加圧根管充填処置（1歯につき）	【加圧根管充填処置】 加圧根管充填処置（1歯につき）
1 単根管 <u>150点</u>	1 単根管 <u>139点</u>
2 2根管 <u>180点</u>	2 2根管 <u>168点</u>
3 3根管以上 <u>230点</u>	3 3根管以上 <u>213点</u>
【抜歯手術】 抜歯手術（1歯につき） [算定要件] 注1・2 (略)	【抜歯手術】 抜歯手術（1歯につき） [算定要件] 注1・2 (略)

<p>3 4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、<u>230点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>4 （略）</p>	<p>3 4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、<u>130点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>4 （略）</p>
<p>【顎骨腫瘍摘出術】 顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）</p> <p>1 長径3センチメートル未満 <u>4,020点</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>【顎骨腫瘍摘出術】 顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）</p> <p>1 長径3センチメートル未満 <u>2,820点</u></p> <p>2 （略）</p>
<p>【腐骨除去手術】 腐骨除去手術</p> <p>1 （略）</p> <p>2 顎骨に及ぶもの</p> <p>イ 片側の3分の1未満の範囲のもの <u>1,560点</u></p> <p>ロ 片側の3分の1以上の範囲のもの <u>4,100点</u></p>	<p>【腐骨除去手術】 腐骨除去手術</p> <p>1 （略）</p> <p>2 顎骨に及ぶもの</p> <p>イ 片側の3分の1未満の範囲のもの <u>1,300点</u></p> <p>ロ 片側の3分の1以上の範囲のもの <u>3,420点</u></p>
<p>[算定要件] 注 2のイについて、骨吸収抑制薬関連顎骨壊死又は放射線性顎骨壊死に対して当該手術を行った場合は、<u>1,200点</u>を所定点数に加算する。</p>	<p>[算定要件] 注 2のイについて、骨吸収抑制薬関連顎骨壊死又は放射線性顎骨壊死に対して当該手術を行った場合は、<u>1,000点</u>を所定点数に加算する。</p>
<p>【がま腫切開術】 がま腫切開術 <u>1,230点</u></p>	<p>【がま腫切開術】 がま腫切開術 <u>820点</u></p>
<p>【唾石摘出術】 唾石摘出術（一連につき）</p> <p>1 表在性のもの <u>1,080点</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>【唾石摘出術】 唾石摘出術（一連につき）</p> <p>1 表在性のもの <u>720点</u></p> <p>2・3 （略）</p>
<p>【顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術】 顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術</p> <p>1 簡単なもの</p> <p>イ 手術範囲が顎骨の2分の1顎程度未満の場合 <u>1,500点</u></p> <p>ロ 手術範囲が全顎にわたる場合</p>	<p>【顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術】 顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術</p> <p>1 簡単なもの</p> <p>イ 手術範囲が顎骨の2分の1顎程度未満の場合 <u>850点</u></p> <p>ロ 手術範囲が全顎にわたる場合</p>

<u>2,000点</u>	<u>1,680点</u>
2 困難なもの	2 困難なもの
イ 手術範囲が顎骨の3分の2程度未満の場合 <u>4,000点</u>	イ 手術範囲が顎骨の3分の2程度未満の場合 <u>2,900点</u>
ロ 手術範囲が全顎にわたる場合 <u>5,500点</u>	ロ 手術範囲が全顎にわたる場合 <u>4,180点</u>
【顎関節脱臼非観血的整復術】 顎関節脱臼非観血的整復術 <u>800点</u>	【顎関節脱臼非観血的整復術】 顎関節脱臼非観血的整復術 <u>410点</u>
【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】 広範囲顎骨支持型装置埋入手術（1顎一連につき）	【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】 広範囲顎骨支持型装置埋入手術（1顎一連につき）
1 1回法によるもの <u>16,000点</u>	1 1回法によるもの <u>14,500点</u>
2 2回法によるもの	2 2回法によるもの
イ 1次手術 <u>13,000点</u>	イ 1次手術 <u>11,500点</u>
ロ 2次手術 <u>6,000点</u>	ロ 2次手術 <u>4,500点</u>
【広範囲顎骨支持型装置搔爬術】 広範囲顎骨支持型装置搔爬術（1顎につき） <u>3,300点</u>	【広範囲顎骨支持型装置搔爬術】 広範囲顎骨支持型装置搔爬術（1顎につき） <u>1,800点</u>